

宗教法人 日本基督教団 西新井教会
附属 西新井教会保育園

2024 年度
入園・進級のしおり
(重要事項説明書)



〒123-0845

住 所 東京都足立区西新井本町 1-22-5

電 話 03 (3896) 1425

F A X 03 (3896) 1428

Homepage <http://www.ans.co.jp/n/nishiarachurch/>

全体的な計画

保育理念 (法人)	西新井教会の設立母体であるメソジスト教会を通して受け継いだ「伝道・教育・奉仕」の姿を具体化するために、西新井教会保育園は乳幼児に対してキリストの福音に基づく愛と奉仕の姿をもって、これを健やかに保育することを目的とします。		保育方針	「光の子として歩みなさい。一光から、あらゆる善意と正義と真実が生じるのです。」(エフェソの信徒への手紙5章8-9)		保育目標	1. 丈夫で体力のある子ども 2. みんなと仲良く遊ぶ子ども 3. 自分のことは自分でする子ども 4. 豊かな愛の心をもった子ども 5. 驚き、疑問を持ち、考え、心動かし、表現できる子ども							
社会的責任		子どもの人権尊重		説明責任		個人情報の保護		苦情解決						
適切な法人施設運営・人権尊重(児童虐待法)、保育の説明責任(クラス相談、おたよりの配布)、個人情報保護、苦情処理解決、情報提供		虐待による異常所見の日常的な確認と報告体制の整備 児童の権利に配慮した保育士の継続的な教育と指導 子ども同士のいじめを許さないための		第三者評価事業者との契約の締結と結果の公表 クラス相談、おたよりの配布等、あらゆる媒体を通して情報の提供 情報開示請求への対応方法の確立		情報セキュリティポリシーの策定と相談窓口の設置 手引き等の書面や研修を通じた職員教育の徹底		苦情相談対応責任者、受付担当者、第三者委員の設置による説明責任に対する体制の確立と開文化、書面を通じた保護者への通知等						
健康管理			環境衛生管理			安全対策								
・健康状態、発育発達状態の定期的、継続的な把握 ・年2回内科検診、歯科検診 ・保健記録、保健計画 ・アレルギー児対応 ・異常が認められた時の対応			・施設内外の設備、用具等の清掃、消毒 ・安全・防犯委員会による自主点検 ・職員の衛生検査 ・業者による園舎清掃、消毒など			・毎月避難訓練(火災・地震・不審者対応)を実施 ・消防署査察 ・施設点検、建物検査実施								
事故防止			災害への備え			職員の質向上								
・不測の事態に対応できるよう、あらかじめ想定可能な状況に合わせた対応方法の明文化と職員教育 ・SIDS等を含めた起こりうる事態の想定と予防方法の徹底			・消防法令に即した消防計画の策定と定期的な実施 ・災害発生時に考え得る状況に即した対応方法の明示と職員教育 ・不測の事態が発生した際の連絡体制の周知 ・事故等発生した際の心構えや対応方法の明示と周知			・園内研修(園長による、キリスト教保育について) ・園外研修への計画的な参加(足立区民講座、日本キリスト教保育所同僚研修等)出席								
特色ある保育		保育時間		子育て支援		主な行事								
・キリスト教保育の実践の中で、様々な礼拝の体験を通して心の育成 ・正統保育(YIPプロジェクト)を通して体の育成 ・紐状サマーキャンプを通して自主性と自律性の育成		7時30分～18時30分(保育標準時間)、8時30分～16時30分(保育短時間)、18時30分～19時(延長保育)		地域の子育て支援センターとして「子育てひろば」の開催・育児相談事業・「教会ひろば」との交流、各種施設訪問の実施		・入園式・誕生会・クラス懇談会・運動会・芸術鑑賞・夕涼み会・花の日礼拝・紐状サマーキャンプ・七五三子ども祝会・収穫感謝礼拝・アドベント礼拝・クリスマス礼拝・保育参観・卒園式								
保育の内容														
子どもの保育目標	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		就学前	
	神さまの愛につつまれ、身近な大人との情緒的な絆の深まりとともに安心して生活できるようにする。		神さまの愛につつまれていくという安心感のもと、積極的かつ自発的にまわりの人や物と関わりを築めることができるようになる。		神さまの愛につつまれていくという安心感のもと、積極的に自己を表現するとともに、光の子として協調性のある生活を送ることができるようになる。		光の子として、自立した生活が身に付くことができるようになる。		光の子として豊かな愛を友達やまわりの人に表現できるようにする。		お互いを批判したり許したりすることで、光の子として生きていく基本となる力を身に付けられるようになる。		いろいろな物事を光のもとに明らかにすることで、様々な疑問について考え、心を動かし、表現することができるようになる。	
	生命の保持 体の状態を細かく観察し、疾病や異常の発見に努める。		健康の保持 快適な生活や生理的欲求の充実に努める。		生活や遊びの中で自我が育つような関わりをもつ。		基本的な生活習慣を身に付けられるように援助する。		運動能力が増すので活発に活動できるように配慮する。		一日の生活リズムを予測したり、見通しを立てて自分なりに行動する。		自らの体の異常や危険な状態を把握し、周囲に協力を呼びかけられるようになる。	
	情緒の安定 一人一人の甘えなどの依存欲求を満たし、情緒の安定を図る。		スキンシップにより保育士との関わり心地よさ・安心感を得る。		子どもの気持ちを受容し共感しながら継続的な情緒関係を築いていく。		主体的な活動を促す環境を形成し、探求意欲が高められるように見守る。		多様な経験を通して自己肯定感を育み、自信を獲得する。		達成感や自信をもつことで、安全に必要な習慣や態度を身に付ける。複雑な運動や集団遊びを通して体を動かすことを楽しむ。		安定した人間関係の中で、自らの主張と周囲との協調が自ら図れる。	
教育	健康 様々な身体活動を行えるように安全で活動しやすい環境を整える。		健康 歩行の確立など運動機能の発達を促す。		保育者と一緒に全身や手や指を使う遊びを楽しむ。援助してもらいながら自分で身の回りのことをして、できたことに喜びを感じる。		身の回りを清潔にし、基本的な生活習慣を身に付ける。戸外遊びを十分に身体を動かす楽しさを味わう。		身近な道具や用具を使って、集団の遊びを通して、体を動かすことを楽しむ。		安全や危険の意味を理解し、安全に必要な習慣や態度を身に付ける。複雑な運動や集団遊びを通して体を動かすことを楽しむ。		普段の生活習慣から健康が形作られることを知り、自律した行動をとる。	
	人間関係 安心して保育士に甘えられようとする。語りかけや応答を通して、英語の意識が育つ。		保育士や友達に関心をもち、真似をしたりして自ら関わろうとする。		保育士や友達に関心をもち、真似をしたりして自ら関わろうとする。		保育者や友だちとの関わりの中で、相手の気持ちを知り、友だちとルールのある遊びをする中で、ルールを守ろうとする。		友だちとのつながりを広げ、集団の中で自己主張したり、相手の立場を考えながら行動する。		関わりの中で自分の思いを伝えたり相手の話を聞き、関わりや思いのやり取りを通して、協力して物事をやり遂げようとする。		良いことや悪いことの判断を自ら行い、相手の気持ちに気づいて考える。	
	言葉 話しかけややりとりの中で声や言葉で気持ちを表そうとする。		話しかけややりとりの中で声や言葉で気持ちを表そうとする。		生活や遊びの中で保育者や友達と簡単な言葉のやりとりを楽しむ。		日常生活に必要な言葉を覚えて自分の思いを伝えることができるようになる。		人の話を聞いたり、自分の経験したことや、思っていることを伝える楽しさを味わう。		生活の中にある言葉の使い方を楽しく身に付け、言葉への興味を広げる。		場面の流れや相手によって正しい言葉を使い分けられる。	
	表現 身近な人と気持ちが通じ合う		保育士と一緒に歌ったり手遊びをしたりリズムに合わせて体をうごかして遊ぶ。		他の子どもと一緒に紙芝居を見たり、保育者と一緒に歌ったり踊ったり、ごっこ遊びをしたりする。		いろいろな素材や用具に親しみ、友だちと工夫して遊ぶ。		音楽に親しみ、友だちと歌ったり楽器を演奏したりして楽しむ。		感じたことを色、形、声、体の動きなどを使って、様々な方法で表現することを楽しむ。		自分が経験し、心動かし、自然な言葉や、音楽や造形を通して創造的に表現する。	
食育	環境 好きな玩具や道具に興味をもって関わり、様々な遊びを楽しむ。		好きな玩具や道具に興味をもって関わり、様々な遊びを楽しむ。		好きな玩具や道具に興味をもって関わり、様々な遊びを楽しむ。		身近な動物をはじめ自然現象をよく見たり、触れたりなどして驚き、親しみを覚える。		身近なものや道具に興味をもって関わり、考えたり試したりして遊ぶ。		数量・図形・図表・文字などに生活や遊びの中で関心を持つ。		思考力や想像力が高まり、自然現象や、文字への興味や関心が深まる。	
	お昼のすくリズムのもとで子どもになる。		片手で食器を押さえて、フォークを使って食べられる。食べたいもの、好きなものがわかるようになる。		一緒に食べたい人がある子ども。		食事作り、準備に関わる子どもになる。食事のマナーを知る。		食べ物を話題にする子どもになる。		食事を通して一定の健康状態を保てることを知る。			
家庭及び地域社会との連携		・地域子育て支援センターとしての「子育てひろば」の実施 ・実習生の受け入れ ・ボランティアの受け入れ ・ミニコミ誌の発行		小学校との連携		・保育所保育要録の小学校への送付 ・幼保小連絡会参加 ・保小職員交流研修 ・体験給食								

☆新入園の保護者のみなさま、在園児の保護者のみなさま、ご入園・進級おめでとう
ございます。

園ではお子さんたち一人一人の健やかな成長と、喜んで園生活をおくることができるよう、また
保護者の方が安心してお仕事ができるようにと心を配って保育をしたいと願っています。皆様
のご協力ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本書は、法令に定められた「重要事項説明書」にあたります。これをお読みいただいたこ
とをもって、説明がなされたことといたします。毎年少しずつ改定されている部分もありますの
で、進級時には必ず全体をお読みください。必ず、同意書に自署していただいた上で、ご提出く
ださい。

目 次

ご挨拶・・・・・・・・・・	1
1. 園の概要・・・・・・・・・・	2・3
2. 保育の内容・・・・・・・・・・	4
①保育理念・・・・・・・・・・	4
②保育の目標・・・・・・・・・・	4
③保育の特徴・・・・・・・・・・	5
④一日のながれ・・・・・・・・・・	6
⑥登降園について・・・・・・・・	7
⑦食育・・・・・・・・・・	8
3. 健康管理について・・	9
4. 衛生管理・・・・・・・・・・	10
5. 危機管理・・・・・・・・・・	10
6. 家庭との連携・・・・・・・・・・	11
①保育時間	
②園からのお知らせ	
③提出書類について	
④プライバシーを守るために	
⑤ご意見・ご要望の機会	
7. 保育園からのお願い・・・・・・・・	12
9. ご意見・ご要望等の申し出窓口	
10. 情報セキュリティポリシー	
11. 避難訓練計画	
12. 保健計画	
13. 登園許可証・緊急連絡先	
14. アレルギー対応・土曜保育申請書	

運営規程





園 の 概 要



名 称 西新井教会保育園（種別：認可保育所）
 事業者名称 宗教法人 日本基督教団西新井教会
 法人設立 1933（昭和8）年3月22日
 （米国メソジスト監督教会派遣婦人宣教師 M・A・ペインによって、
 隣保事業「愛恵学園」と共に、「日本メソヂスト西新井教会」として設立。
 日本メソヂスト教会の関係学校：青山学院・関西学院・東洋英和女学院 等）
 代表役員 林 牧人
 園 長 林 牧人
 所在地 東京都足立区西新井本町 1—22—5
 電 話 03—3896—1425
 FAX 03—3896—1428
 園設置認可 1969（昭和44）年3月29日
 利用定員

1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
12 人	12 人	12 人	12 人	12 人	60 人

職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人		
副園長				主任保育士を兼ねる
副主任保育士	2 人	2 人		
保育士		10 人	4 人	子育てひろば専任者含む
栄養士	2 人	2 人		
保育補助			2 人	
用務員			1 人	

嘱託医 中西医院 院長 中西 隆 足立区関原 3—44—7 Tel 03—3852—1122

施設の概要

敷地	敷地全体	1699.05 m ²
	園庭	315.00 m ²
園舎	構造	鉄骨鉄筋 2 階建て 856.72 m ²

主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
保育室	4 室	
遊戯室	1 室	
調理室		栄養士室を併設
園長室		医務室を兼ねる

保育時間 (保育標準時間) 午前7時30分～午後6時30分
 (保育短時間) 午前8時30分～午後4時30分
 (延長保育) 午後6時30分～午後7時00分
 休業日 日曜日・祭日・年末年始(12月29日～1月3日)
 入退園 足立区を通して行います
 保育料 足立区が定める利用者負担料



*3～5歳クラスについては、幼児教育無償化の対象です
 *延長保育料(15分200円、月極4,000円)
 時間外保育料(短時間認定対象、保育標準時間内 1日500円)
 詳細は、運営規定にて定めています
 *副食費(対象:3～5歳児クラス)4,500円
 足立区に居住する児童の副食費は足立区から補助があるため無料です。
 足立区以外に居住する児童の副食費については、居住自治体により対応
 が異なります(居住自治体から補助がある場合、無料または減額します)。

緊急時における対応方法

管轄する消防署 西新井消防署 足立区伊興2-5-11 3853-0119
 管轄する警察署 西新井警察署 足立区西新井栄町1-16-1 3853-0110
 非常災害対策

防火管理者	林 牧人
消防計画届出年月日	2018(平成30)年1月10日
避難訓練	毎月1回実施
防災設備	自動火災報知機 漏電火災報知器 避難器具ほか
避難場所	西新井小学校
緊急時の連絡手段	足立区民間保育園連合会メールシステム利用

賠償責任保険の加入状況

保険の種類	全国私立保育園連盟 ほいくのほけん
保険の内容	園賠償責任保険 園児団体障害保険
保険金額	2億円

災害共済給付契約の加入状況

(独)日本スポーツ振興センター災害給付契約に加入します。

利用の開始及び終了に関する事項

退園理由 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む)
 保護者から退園の申し出があった時
 利用継続が不可能であると区が認めたとき
 その他、利用継続の重大な支障または困難が生じたとき

2. 保育の内容

①保育理念（事業運営方針）

西新井教会の設立母体であるメソジスト教会を通して受け継いだ「伝道・教育・奉仕」の業を具体化するために、西新井教会保育園は乳幼児に対してキリストの福音に基づく愛と奉仕の心をもって、これを健やかに保育することを目的とします。

ミッション・ステートメント

メソジストの「伝道・教育・奉仕」を一体とする宣教の業として「信仰・愛・道理」に基づく保育を行います。

保 育 指 針

- 子どもたちが神を知り、神に感謝して生きることができるよう保育をします。
- 子どもたちを愛と自由に基づく、責任ある人間へと導く保育を目指します。
- 子どもたちが温かく受け入れられ、愛されていると感じられる保育を、保護者、地域社会、他の機関とともに協力して行います。



②保育の目標

めざす子ども像（目標）

1. 丈夫で体力のある子ども
 - ・くつろいだ雰囲気の中で安心して過ごし、意欲的にあそぶ力を育みます
2. みんなと仲よく遊ぶ子ども
 - ・あそびや生活を積極的に行い、社会生活の基礎となる態度を養います
3. 自分の事は自分でする子ども
 - ・食事、排せつ、睡眠、着脱衣、清潔などの習慣を繰り返して行い、自立の芽生えを養います
4. 豊かな愛の心を持った子ども
 - 心身ともに逞しく、しかも他の人への思いやり（特に小さいもの、弱い人への労わりの心）をもった子どもを育てます
5. 驚き、疑問をもち、考え、心動かし、表現できる子ども
 - 自然に触れたり、さまざまな経験を通して、自分なりに感じたり考えたりしながら、豊かな感性と創造性の芽生えを培います
 - 1歳児と5歳児には、毎月、幼児の心に届く絵本を1冊ずつ差上げています。
 - 絵本の内容そのものや、字への興味・関心を培いたいと願っています。

③保育の特徴

☆日々の保育は

- 子どもから出てくる発想や活動に、丁寧に接しています。
- 多様な園外保育で、自然に触れることを大切にしています。
- 保育者の愛情をたっぷりうけ、自主性を尊重されて育ちます。



内 容

- 専任講師による「正課体育」(YYプロジェクト)を導入して、身体を育てます。
- 3歳児～5歳児は体操指導や「読み」「書き」にも取り組みます。
- 1歳児・2歳児は「リズム体操」を楽しみながら「歌とダンス」の保育を目指します。
- 5歳児は保護者を離れての宿泊体験＝サマーバイブルキャンプ(清里)を経験することを通して、自主性・自立性を育てます。

☆発達支援児保育

発達の支援が必要なお子さんについて、健常なお子さんと「共に育ち合う」保育を大切にしながら統合保育をしています。入園後は、心理士の巡回を受けたり、区の他の関連機関と連携をとりながら、一人ひとりのお子さんの発達を支援しています。

☆地域との連携

- ・保育所地域子育て・在宅支援活動として家庭での子育てが安全・安心にできるように、在宅支援「子育てひろば」を行っています。



④一日のながれ

時間	1歳・2歳児	時間	3歳児	時間	4歳・5歳児
7:30	朝保育	7:30	朝保育	7:30	朝保育
8:30	クラスへ移動 順次登園 自由にあそぶ	8:30	クラスへ移動 順次登園 朝のしたく	8:30	クラスへ移動 順次登園 朝のしたく 自由にあそぶ
9:30	朝の集い	9:10	朝の集い		
10:00	朝の加食 リズム体操 自由にあそぶ	9:15	ランニング	9:15	ランニング
		9:30	正課体育	9:30	朝の会
11:00	食事 	10:10	課題保育 自由にあそぶ		正課体育 自由にあそぶ
		11:15	食事	11:45	食事
12:00	午睡	12:30	午睡		
14:45	起床	14:45	起床	14:45	課題保育 自由に遊ぶ
15:00	おやつ	15:00	おやつ	15:00	おやつ
15:50	帰りの会	15:50	帰りの会 自由にあそぶ	15:50	帰りの会 自由に遊ぶ
16:45	夕保育（遅番）	16:45	夕保育（遅番）	16:45	夕保育（遅番）
18:30	通常保育終了	18:30	通常保育終了	18:30	通常保育終了
19:00	延長保育終了	19:00	延長保育終了	19:00	延長保育終了

☆☆ 体に合った動きやすい服装で登園しましょう ☆☆



寒い時はベストや
トレーナーで
調整しましょう。



ひもやフードの
ついていないもの

サンダルや雨靴では
遊ばせん。

⑤登降園について

保育園になれるために

お子さんが保育園になれるための「なれ保育期間」を設けています。
個人差を考慮しつつ、無理のないように進めていきます。



1. 登園は9時までです。

欠席、遅刻、早退、お迎え時間や送迎者の変更などは、スマホアプリ（ルクミーforFAMILY）で行ないます。アプリの登録をお願いします。欠席、遅刻の連絡は朝9時までに、お迎え時間や送迎者の変更などは、必ず事前にお知らせください。

2. 送迎は、保護者の方が責任をもって行ってください。

代理の方の場合 事前連絡と身分証明書が必要です。（原則18歳以上）

3. 送迎者は黙ってお子さんを置いていったり、連れ帰ったりすることはできません。

必ず保育者にお声をかけてください。

4. 車登園は、足立区の場合原則禁止なので、遠方の方などやむを得ない方に限ります。

なお正門前の駐停車も禁止です。

5. オートロックの運用方法

インターホン（カメラ）の前に立って呼び出しボタンを押し（映像の確認に時間が必要）
庭内に入ったら、門扉をそっと施錠しましょう。

事故防止のため、開錠スイッチの操作は必ず大人の方が行ってください。

6. 「保育短時間認定」は8:30～16:30（8時間保育）です

それ以外の時間（前と後）には、原則として事前の申し出があった場合に延長可能です。
別途延長保育料（一回500円）を直接職員に手渡してください。

7. 仕事が休みでも登園は可能です。（8:30～16:30の範囲内をお願いします）

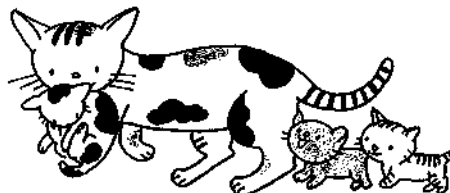
その際「仕事が休みである」ことを、保育者に必ず伝えてください。

8. 土曜日の保育に関しては、原則として必要な方のみを受け付けます。

☆安全のために

- ・保育園の往復には、安全なコースを通るようにし、
交通ルールを守って登降園しましょう。

（行事・保育参観・懇談会などは
車での来園はできません）



⑥食育（食を営む力を培う）



☆給食では

- ☆ バランスのとれたバラエティーに富んだ献立で提供しています。
- ☆ 食材の味を引き立てるように調理します。
- ☆ 旬の素材を使い、季節感のある家庭的な食事を作ります。
- ☆ 楽しい雰囲気の中で、マナーや衛生習慣が身につくようにしています。
- ☆ 1歳組の月齢の低いお子さんには「きざみ食」など発達に応じた対応をしています。
- ☆ 毎日給食のサンプルが出ていますので、お帰りの際にごらんください。

☆保育の中では

年齢によっては、準備から片づけまでを、生活の一部としてお子さんたちが行うことがあります。

また、お花見時や天気の良い日には、シートを敷いて楽しい雰囲気で給食を食べたりします。

クラスで栽培、収穫した野菜をいただいたり、調理保育をしたりします。そのようにして、食べ物への関心を培い、食べることの大切さを伝えていきたいと思ひます。



☆給食献立表

「献立表」の「材料名」をご確認の上、特に新入園のお子さんは、どの材料もご家庭で2回以上は召しあがるようにしてください。初発のアレルギーは2回目以降にでます。保育園で初めて食べる食品がある、ということは極力避けたいと思ひますので、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。



☆遠足やお出かけなどで年に数回、家からお弁当を持参して頂く日があるかもしれません、ご協力をお願いいたします。

※給食提供時間の期限

- 1歳・2歳児は登園が 11時 を過ぎるときは、ご家庭で昼食を済ませて来てください。
- 3歳・4歳・5歳児が 12時 を過ぎるときは、ご家庭で昼食を済ませて来てください。

3. 健康管理について

○健康診断が年2回、歯科検診が年1回あり、その結果をお知らせします。

○37.5度以上の発熱の場合は、原則としてお迎えをお願いしています。

○数回の下痢や嘔吐の場合、体力の消耗が激しかったり、ウイルス性の可能性もある場合は、お迎えをお願いする場合があります。

その際、緊急連絡先は連絡がつく番号を記入し、留守番電話の設定も必ず行ってください。

○病院受診後の登園は、医師に集団保育が可能かどうか必ず確認してください。

○アレルギー体質（動物・花粉）などについては、園長室にご相談ください。

○予防接種を行った場合も、保育園にご連絡ください。

予防接種は、お子さんの体調を見ながら計画的にすすめましょう。接種は午後やお休みの日がよいでしょう。接種部位がはれたり、発熱したりと体調が変化する可能性があります。最低でも2時間は安静にして、ご家庭で様子を見てください。

○感染症にかかった場合、または疑いのある場合は、すぐに園に連絡してください。

再登園をするには登園許可証が必要です。（巻末にとじ込みあり。）

○体調がすぐれずお休みするときは、電話で症状や病名をお知らせください。

○お子様にいつもと違う様子がありましたら、登園時、必ず保育者にお伝えください。

★薬を服用して登園した場合も、必ず保育者にお伝えください。

○お子さんの具合が悪いのに、両親とも仕事を休めないときのために、別の手立てを考えておきましょう。集団保育での感染症罹患のリスクは高く、また身体が未発達の為に体温調節がうまくいかずに発熱することも多いものです。長引かせないためにも、安静と栄養をしっかりとって休養しましょう。

○病児・病後児保育体制でない当園においては、お子さんの薬は原則として保育園ではお預かりできません。主治医から出された薬は、本来、本人が自分で飲むか、保護者が与えるべきであり、保育園では原則として薬の使用ができません。

病院にかかるときは、保育園の在園時間を告げて、可能な処方を相談してみてください。

○アレルギー性疾患や慢性疾患などで日中お薬が必要な場合は、保護者の方に保育園に来て与えていただくのは構いません。

○医師からの指示書（診断書）がある場合に限り、薬連絡票（園長扱い）を交わしてお預かりすることもできます。ご相談ください。



○軽傷のけがは、保育園で応急処置をします。

○受診した方がよいと判断したときは、医療機関を選び、その旨保護者に連絡を致します。

食物アレルギー児への対応 生活管理指導表活用の流れ

面接時に、アレルギーについて申し出てもらう
健康診断や保護者からの申請により、お子さんの状況を把握する。
↓
保護者への生活管理表の配布
↓
主治医による記載 アレルギー専門医に生活管理表を記載してもらう
保護者は保育園の状況を医師に説明する
↓
生活管理表の提出 (アレルギー対応申し込み)
↓
食物アレルギー
↓
個別面談 → 保育園内職員による共通理解 → 給食開始
申し込みをされた方は、毎朝手帳を給食室に提出することを
通して給食情報の確認をして頂いています。継続の場合は、
毎年3月中旬までに所定の書類を提出していただくことが必要となります。

4. 衛生管理

①衛生環境の整備

- 毎月、栄養士・保育士は、細菌検査を行っています。
- 専門業者による衛生環境整備をしています。(床ワックスがけ、砂場の消毒)

②衛生管理の取り組み

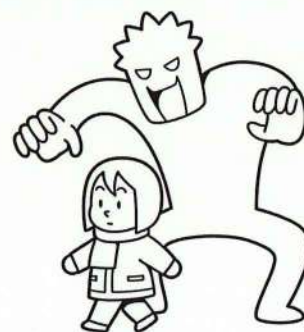
- おもちゃ・寝具・トイレなどの消毒を適宜しています。
- 二次感染を防ぐため、汚れた衣類は、排泄物が飛び散ったり、手や流しが汚染される危険があるため、洗わずに袋に入れて保護者へお返ししています。ご理解をお願いします。

5. 危機管理

- 警察への緊急システム(学校110番)・防犯カメラを設置し、安全が確保できるような体制を整えています。
- 不測の事態に備えて、消防署、警察署の指導を受け、定期的に避難訓練(地震、火災、引き取り訓練)を行っています。
- 随時、事故情報、不審者情報、感染症情報などをお知らせし、安全管理に努めています。

○防災と安全管理

災害発生などにおける保育園の対策は年間計画として巻末に掲載してあります。



6. 家庭との連携

①保育時間

(クラス保育) 8:30~16:55

朝夕保育の時間は次の通りです。

(朝 保育) 7:30~8:30

(夕 保育) 16:55~18:30

(夕 延長) 18:30~19:00



☆保育時間が長くなるお子さん達に対して、できるだけ落ち着いた雰囲気と、休息を取りながら安心して過ごせる環境設定を考えています。心身ともにリラックスできる設定を願っているところです。

②園からのお知らせ

スマホアプリ (ルクミーおたより) で配信されます。

(えんだより) 園からのお知らせ・クラスだより・行事案内・保育の準備物など

(献立表) 毎月の献立

(掲示板) 幼児クラスの1日の様子や連絡事項。

(ほけんだより) 感染症のお知らせや、タイムリーな話題で健康記事が載っています。

(給食ニュース) 季節や行事にちなんだ食事・食育に関して豊富な内容の記事が載っています。

(その他) わくわくはっけん・あんぜんニュースなど

◎誕生会 月初め木曜日礼拝で、その月の誕生者全員が祝福されます。

その日、記念写真とカード帳を家庭へ持ち帰りますので、確認の上、翌日ご返却ください。

◎身体測定 毎月15日(前後)身長・体重を計測し、1, 2歳クラスは身体測定票に、
3, 4, 5クラスはこひつじノートに記入してお知らせします。

③ 提出書類について

(入園の際、全員人提出していただく書類)

家庭状況調査書(面接時)

健康状況調査書(面接時)

保険証のコピー(入園時)

緊急連絡先 (入園時)

(希望者のみ提出していただく書類)

アレルギー対応申込書(入園前)

土曜保育申請書 (締め切り日)

④プライバシーを守るために

○当園のホームページ等に使用する個人情報に該当する写真等については、個人が特定できないように処理をしたうえで使用いたします。そのうえでなお、使用を望まない保護者の方は事前にお申し出ください。

○園舎内外でのカメラ・ビデオの撮影は、当園があらかじめ許可する行事以外のご遠慮ください。

○運動会などの公開する行事において保護者が記録するビデオ・写真等については、当園の個人情報保護方針の趣旨をご理解いただくとともに、第三者への提供やソーシャルメディア等への投稿を行わないようにしてください。

⑤保育園に対してご意見・ご要望を述べることができる機会について

お気づきの事、不愉快なこと、改善してほしいことなどございましたら、何なりとお申し出ください。可能な限り最大の努力を図っていく所存です。

園では、担当者と責任者をそれぞれ設けましたので、お知らせをいたします。またその段階でもご納得のいかない方は、第3者委員にも相談できることになっております。

☆連絡帳の使用方法

1歳・2歳児の連絡帳はWEBアプリを使用します。食事や睡眠などの1日の生活を把握し、家庭と連携をとりながら保育をするために大切なものです。

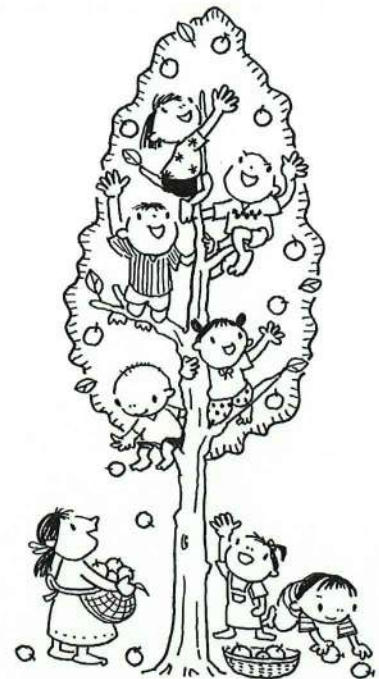
「体調の変化」など大切なことを記入すると同時に必ず口頭でもお伝えください。

保育者はシフト制で勤務していますので、登降園時に会えないことがあります。そのようなときは、近くにいる保育者に伝えてください。

幼児クラスの「こひつじノート」について

詳しい使い方はクラスで確認してください。

日ごとのクラスの様子はスマホアプリでご確認ください。



7. 保育園からのお願い

- ・持ち物には必ず名前を書いてください。
- ・ご自宅用の玩具の持ち込みやキーホルダー等の付けすぎは、それに目が奪われ、お子さんたちにとっては過剰な刺激となりがちです。
- ・こひつじノートの本来の目的は、園とのやりとりに使われるものですから、キャラクターのシール貼りなども、過度になることなく良識の範囲での対応をお願いします。
- ・乳幼児の誤嚥およびアレルギー事故に繋がる為、園敷地内に食べ物は持ち込めません。
- ・乳児のかみつき、ひっかき傷などの発生は、保育の中でよくあります。爪が伸びていないか、見てあげてください。
- ・またどんなに注意をしても、怪我が起こることがあります。園で起きたことはすべて園の責任です。怪我の場合、誰も関連していない場合もありますが、他のお子さんが関係している場合もあります。その場合、誰がしたとの報告は原則いたしません。年齢が大きくなると誰々がやった、とお子さんが話すことがあるかと思います。
どのような場合でも、出来る限りの対応はさせて頂きたいと思っておりますので、園生活をしているお子さん方の成長の大事なプロセスであるご理解いただきますよう、お願いをしたいと思います。
- ・許可なき園内での写真撮影・ビデオ・動画撮影などは禁止です。

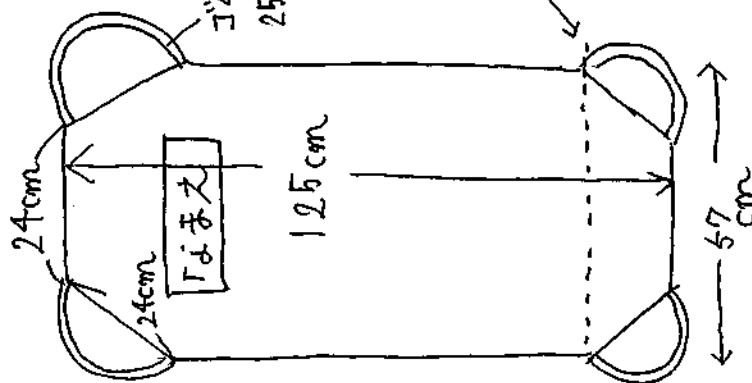
園生活での準備物

	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
登園	リュック	リュック	リュック	リュック	リュック
	手提げ	手提げ	手提げ		
午睡	毛布カバー	毛布カバー	毛布カバー	毛布カバー 10 月ごろまで使用	
	コットシート	コットシート	コットシート	コットシート	
	寝具袋	寝具袋	寝具袋	寝具袋	
食事	コップとコップ袋 1 組	コップとコップ袋 1 組	コップとコップ袋 1 組	コップとコップ袋 1 組	コップとコップ袋 1 組
	食事前エプロン 2 枚				
	ループタオル 1 枚	ループタオル 1 枚	ループタオル 1 枚	ループタオル 1 枚	ハンカチ 2 枚
	ミニループタオル 2 枚	ミニループタオル 2 枚	ミニループタオル 2 枚	ミニループタオル 2 枚	移動ポケット
着衣	着替え 4 組	着替え 4 組	着替え 4 組	着替え 3 組	着替え 3 組
		綿パンツ			
	スーパーパーの袋 (衣服用2~3枚)	スーパーパーの袋 (衣服用2~3枚)	スーパーパーの袋 (衣服用2~3枚)	スーパーパーの袋 (衣服用 1 枚)	スーパーパーの袋 (衣服用 1 枚)
			体操着と体操着袋	体操着と体操着袋	体操着と体操着袋
			上履き・上履き入れ (1月分)	上履き・上履き入れ	上履き・上履き入れ
他	フェイスタオル 1 枚	フェイスタオル 1 枚	フェイスタオル 1 枚	フェイスタオル 1 枚	フェイスタオル 1 枚
帽子は、園のもの (紫外線対策、顔が隠れないなど安全に配慮されたもの) 使用します。 紙パンツ、おしりふきは手ぶら登園をご利用いただきます。保護者の方が手ぶら登園事業所に直接申し込みます。					

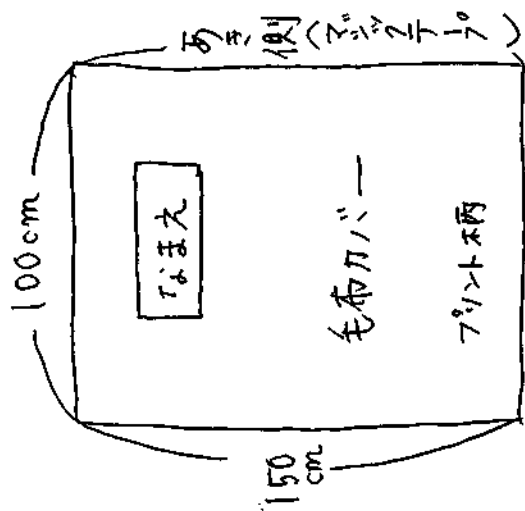
教会保育園の園舎内では、オーエムソーラーという空気循環システムのため、日照があれば冬でもかなり暖かくなります。

活発な活動をして暑く感じ、上着を脱ぐこともあります。その際、下着姿になるのを避けるため、日常的には下着がわりに半そでTシャツを着ることをお勧めしています。保育園での衣類は、脱ぎ着がしやすく、活動しやすい、調整の利く衣類を用意して頂ければと思います。

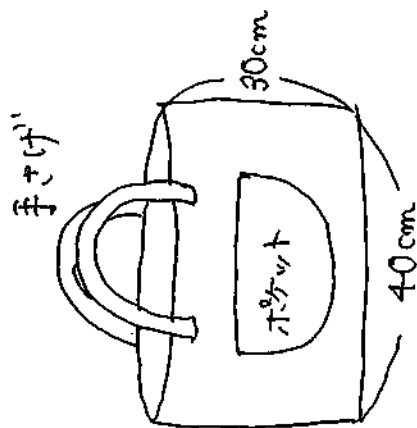
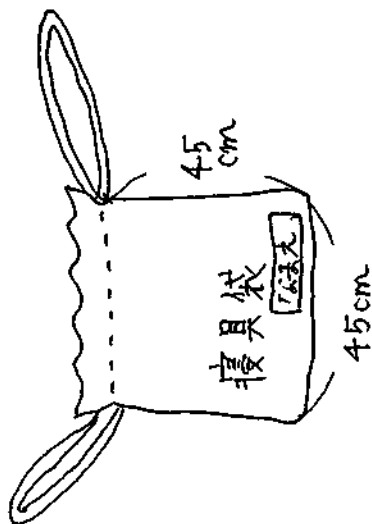
家庭で用意して
いただく物



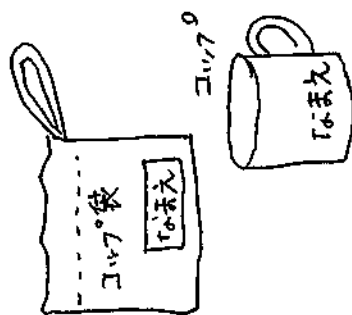
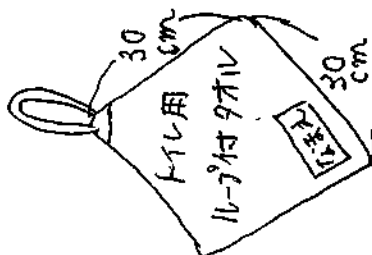
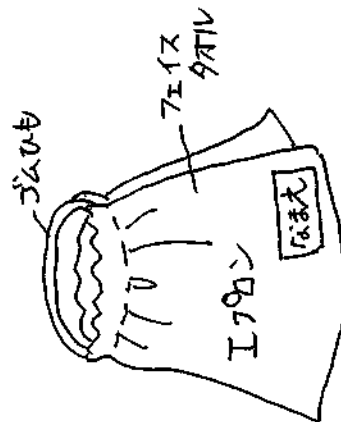
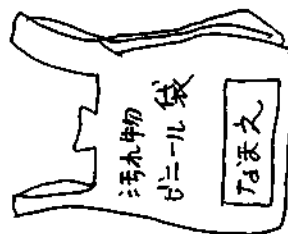
1本組用には
105cmの長さの
「なまえ」を2本。



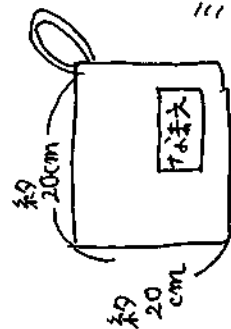
あき側（ズボン・スカート）



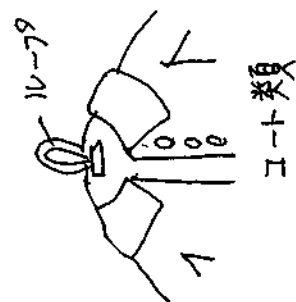
「なまえ」

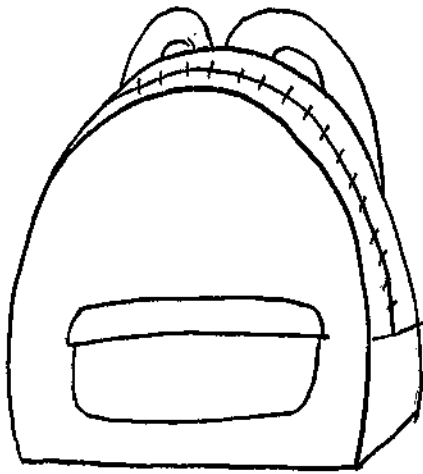


コップ



ミニタオル
ルーラー付（食事用）

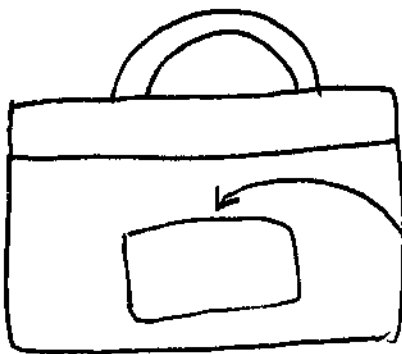




リュックサック

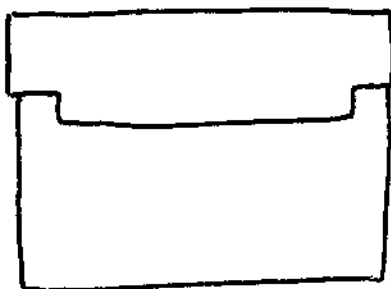
- ・コップ (コップ袋に入れて)
- ・ルーフワイタオル 1枚
- ・ミニタオル ルーフワイ 2枚
- ・汚れ物入れビニール袋 3枚へ

（着替え
布パンツ、フェイスタオル
(トレーニング中の子) ⇒ 前日に持ち帰った分の補充



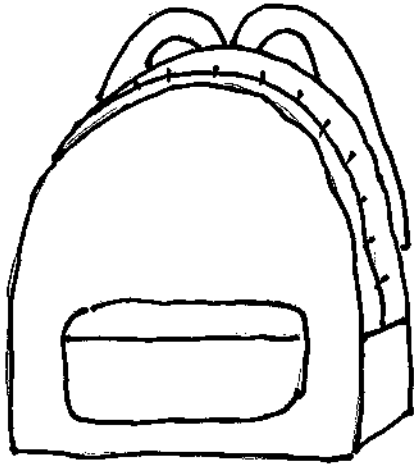
手さげ袋

- ・着替え一式
(半袖、長袖、ズボン、布パンツ
※季節に合ったもの)
- ・フェイスタオル
- ・汚れ物入れビニール袋
- ・靴下 (表ポケットへ)



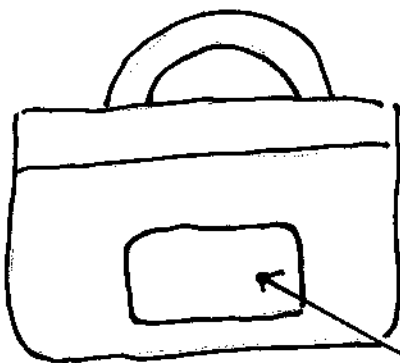
引き出し

- ・着替え (上下3組)
- ・フェイスタオル
- ・布パンツ
(トレーニング中の子)



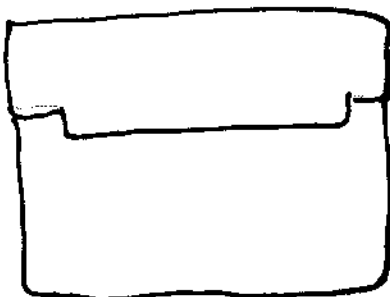
リュックサック

- ・エプロン
- ・ループタオル
- ・ミニタオル
- ・コップ (コップ袋に入れて)
- ・汚れもの入れビニール袋



手さげ袋

- ・着替え一式
 (半袖Tシャツ
 長袖Tシャツ
 スボン)
- ・ビニール袋
- ・フェイスタオル
- ・くつ下 (手さげ表ポケットへ)



引き出し

- ・着替え (上下3組)
- ・ビニール袋 (3枚~)
- ・フェイスタオル (1. 2枚)

利用者各位

ご意見・ご要望等の申し出窓口設置について

平素は当保育園運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本園では保護者の子育て支援と子どもの健全育成を目指し、更なる資質向上のために社会福祉法第82条の規定により、利用者の皆様のご意見・ご要望（苦情を含める）申出窓口を設置し、意見・要望に対して適切に対応する体制を整えることとしました。
本園における意見・要望等の相談解決責任者、受付担当者、第三者委員を下記のように設置しましたのでお知らせいたします。

記

1. 相談解決責任者 林 牧人（西新井教会保育園園長）
2. 受付担当者 内田 香（保育主任）
3. 第三者委員 細川良枝（連絡先3896－3748） 中西 隆（連絡先3852－1122）
4. 意見・要望等の受付解決方法

(1) 意見・要望等の受付

意見・要望等は面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接申し出ることもできます。

(2) 意見・要望等の受付の報告、確認

受付担当者が受け付けた意見・要望等を相談解決責任者と第三者委員（相談者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、相談者に対して、報告を受けた旨を報告します。

(3) 意見・要望等の解決のための話し合い

相談解決責任者は、相談者と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、相談者は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。尚、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者による意見・要望の内容の確認

イ. 第三者による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

情報セキュリティポリシー(基本方針)

西新井教会保育園は社会福祉施設としての社会的責任を果たすため、情報が常に様々な脅威に晒されていることを認識し、個人情報等を適切に保護し管理いたします。万一の情報漏えいや災害等による情報システム停止の場合、当保育園の業務遂行に及ぶ重大な影響はもとより、信用失墜による多大な損失や地域の方々への不利益を及ぼす恐れがあります。そのような事態を回避するために、子どもの人権と最善の利益及びその家庭に関わる情報の安全対策に関する基本方針として、本セキュリティポリシーを定めました。

1) 定義

情報とは、当保育園が保有する各種情報、及び各種情報を適切に処理または各種情報等が正当に保護され使用されるための情報システムの総称を言います。

2) 適用範囲

本セキュリティポリシーは、個人情報等及び情報に接する全ての役職員等に適用します。

3) セキュリティポリシーの継続的改善

本セキュリティポリシー、情報セキュリティに関する規程並びにセキュリティ対策の責任者(＝園長)を定め、情報セキュリティ対策の運用体制を確立し、維持、改善を含めた活動を継続的に実施します。

4) 役職員等の責務

当保育園の役職員等(責任役員等全部含む。以下役職員等という)は、本セキュリティポリシーが有効に機能するよう努めます。

5) 法令等の遵守

当保育園の役職員等は、情報セキュリティに関する規程のほか、保育指針関係法令を遵守します。また、役職員等の教育や啓発を行い情報セキュリティに関する意識を浸透させるとともに、向上を図ります。

6) 安全管理措置に関する質問及び苦情申し立てについて

当保育園は、個人データの安全管理措置に係る保護者からの苦情処理に適切に取り組めます。なお、個人データの安全管理措置に関する質問・苦情処理の申し立てにつきましては、法人の苦情処理第三者委員、又は下記のお問合せ先まで申し出ください。

プライバシーポリシー(保護方針)

1) 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2) 個人情報の取得について

子どもの生育に関わることとしての家庭調書等を取得します。

3) 個人情報の利用目的

個人情報の収集・利用にあたり、その目的を明らかにし、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な限度にいたします(家庭への連絡、災害等における安全確保等)。

4) 個人情報の正確性の確保について

個人情報に関する個人の権利を尊重し、各自の個人情報の開示、訂正、削除等を文書により求められたときは、各所管部署において的確に対応いたします。

5) 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

事前に承諾をいただいた場合及び法令の定め等による場合(保育所保育児童要録等)を除き、第三者に対し個人情報の開示・提供はいたしません。

6) 個人情報の安全管理について

個人情報への不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを予防するため、必要かつ適切な安全措置を講じていきます(家庭調書は各種重要書類と一緒に施錠できる園長室に保管します。園外に持ち出すことはありません。)業務の一部を外部に委託する場合、個人情報保護の観点から必要かつ適切な監督を行います。

7) 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

次の通りである。

【個人情報に関する相談窓口】

西新井教会保育園 園長 林 牧人

住所 〒123-0845 東京都足立区西新井本町1-22-5
電話番号 03-3896-1425/FAX番号 03-3896-1428

保育園災害対策 2024年

西新井教会保育園

西新井教会保育園は、災害時を想定して、消防法令にもとづいた消防計画を作成し、月に一度、避難・消火訓練等を実施しています。また特に保護者の皆さまには、年に一度「引き取り避難訓練」に参加をお願いし、大地震が起きた際、お子さん達を保護者にどのようにして引き渡すか、という訓練に協力して頂いております。

災害発生時の対応を下記にまとめましたので、ご確認くださいませようをお願い致します。

判定会が召集された時

保護者の方が判定会の報道を知り、お子さんの引取りを希望して来園なさった場合、「家庭状況表」用紙で届けられた保護者に、お子さんを引き渡します。その際、場合によっては本人確認書が必要なこともあります。保育園自体は通常保育を続けます。同時に、防災に向けて必要な安全対策をとり事態に備えます。

・園児の安全確保 ・園児の引渡し準備 ・園舎の安全管理など (給食は通常通り実施)

警戒宣言が発令された時

保育園は直ちに臨時休園となります。お子さんは全員帰宅するようになりますので、園に電話をすることなく直ちにお迎えに来てください。

(給食は原則中止)

巨大地震が発生した時

園舎は耐震性が高いので、園が一番安全だと考えています。巨大地震が発生してもすぐには保育園を離れませんが、園舎が相当な被害を受けて、園庭内にとどまることが危険と判断された時や、地域に避難命令が出たときは、周辺の情報を収集して、避難を開始します。

〔避難場所〕 第一 保育園の庭 第二 西新井小学校校庭 第三 江北平成公園一帯

その際、玄関や正門付近の立て札や掲示板など、でどこに向かったかをお伝えいたします。

風水害などの場合

報道の気象情報に注意をしてください。

保育中に、警戒警報が発令された場合は、直ちにお子さんをお引取り頂きます。

危険な場所を通ってくるご家庭は、保護者の判断ではありますが、お休みの方向でお願いします。

園児の引き渡し

大地震が起きた場合、速やかに保護者へ引き渡します。引き渡すことができるのは「緊急連絡先」に届けられている保護者に限ります。届け出ている方ではない場合は、園長・担任等が複数で立ち会い、また園児本人の確認のもと引渡しをしますが、状況によっては拒否する場合があります。

残留園児の保護

引き取りが困難な場合は、保育園において原則 24 時間は園児を保護します。

その後は行政の設置した救援所へ移動します。その際、玄関や正門付近の立て札や掲示板などで、どこに向かったかをお伝えいたします。

必要な食料は、行政の防災体制が機能するまでは、保育園の備蓄食料品で出来る限り対応いたします。

NTT 災害伝言ダイヤル 171 を利用 (当園が指定地域になった場合)

171 (音声流れる) → 2 (メッセージを聞く) → (教会保育園の番号) 03・3896・1425
→ 再生開始

月	ねらい	想定	避難場所	実施方法
4月25日	○避難訓練の大切さを知る。 ○防災ずきんの数の確認	○給食室より出火	記念ホールに避難する	○全館放送は行わず、個別に出火を知らせ、避難行動をとる 消火器担当: 栄養士
5月17日	○火災報知器が鳴ったら、保育士のもとに集まり静かに放送を聞く	○ホールより出火	各保育室から園庭正門へ避難	○素早く担任のもとに集まり、静かに放送を聞き、出火場所や避難経路を知る 消火器担当: 5歳組
6月20日	○警戒宣言に従い、保護者への引渡し訓練を行う	○警戒宣言発令を想定	各保育室非常口より、第一避難場所へ避難	○第一避難場所に避難のあと、お迎えの保護者と一緒に降園する。 消火器担当: 4歳組
7月16日	○保育者の指示により、速やかに行動する	教会台所より出火	靴を履き、園庭正門へ避難	○保育者の指示に従い、3つの約束を守り、騒がずに避難する。おさない・かけない・しゃべらない 消火器担当: 栄養士
8月16日	○担任以外の保育士の指示に従って避難する	町内民家より出火	各保育室より記念ホールへ避難	○自由保育中、自分の遊んでいる場所の近くにいる保育士の誘導に従い避難する 消火器担当: 5歳組
9月13日	○いろいろな災害のある事を知り、その都度避難の仕方の違いを知る	○風水害でガラス破損を想定	各保育室より、記念ホールに避難する	○全館放送によって避難を呼びかけ、集合したら、紙芝居等で風水害について話をし、災害の違いを知らせる 消火器担当: 4歳組
10月18日	○担任以外の保育士の指示に従って避難する	○ホールより出火	各保育室非常口より、第一避難場所へ避難	○出火場所や避難経路を、放送により聞き取り担任以外の保育士の指示に従って敏速に避難する 消火器担当: 栄養士
11月15日	○災害の違いにより、避難の仕方が変わることを知る	○震度4の地震(園舎ガラス等の破損あり)と火災	玄関から靴をはいて、正門へ避難	○揺れを感じたら、保育士の声掛けに反応し安全な場所に集まりしゃがんで待つ 消火器担当: 5歳組
12月26日	○担任以外の保育士の指示に従って避難する	○2階職員ルームから出火	園庭正門(天候により変更)	○担任以外の保育士にも集まる事ができるようになり、スムーズに避難する 消火器担当: 4歳組
1月17日	○避難行動の慣れによる油断のないようにする	○2階保育室より出火	第一避難場所(天候により変更)	○避難行動に慣れてくる頃だ。心のゆるみのないように声かけしながら避難する 消火器担当: 栄養士
2月14日	○ビデオや紙芝居を通して、避難の方法・約束事を知る	○給食室より出火	各保育室から園庭へ避難(天候により変更)	○簡単な約束を覚えたり、避難の方法などを紙芝居やビデオ視聴を通して再度確認し合う 消火器担当: 4歳組
3月14日	○避難行動を各自しっかり身につける	○2階保育室より出火	園庭正門(天候により変更)	○避難行動の仕方がわかり、約束を守って速やかに行動する 消火器担当: 5歳組

年間目標	年間保健計画			
○「早寝・早起き・朝ごはん」の生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身に付ける ○体力づくりなどを通して自ら健康増進をはかる ○防災避難訓練を通し生き抜く力をつけると共に、困っていたりケガをしている子をいたわる思いや助け合う気持ちを育てる	○自分の健康に関心を持ち、病気の予防など必要な活動を行う ○安心・安全な環境の下、いろいろな遊びを通して身体づくりをする			
	I 期(4～6月)	II 期(7～9月)	III 期(10～12月)	IV 期(1～3月)
目標	○一人一人の子どもの健康状態を把握し、園生活に慣れ安定感を持って過ごせるようにする ○衛生的な生活習慣を身に付け、生理的欲求を十分満たせるようにする ○歯科検診	○夏の暑さに留意し、快適に生活できるようにする ○水遊びを楽しみ、健康増進を図れるようにする ○適度な運動・休息を取り、心身の疲れが癒されるようにする	○様々な運動遊びを通して、体力増進をはかる ○風邪の予防に努め、健康増進に積極的に図られるようにする	○戸外で全身運動をし、寒さに負けない体力づくりをする ○一人一人の子どもが、集団遊びを通して育ち、受け止められ、自分を肯定できるようにする
活動内容	○内科健診1回目 ○歯科検診	○水遊びごっこ、運動会ごっこ ○鉄棒、跳び箱、マット ○5才 一泊キャンプ	○内科健診2回目	○遠足(4. 5才) ○縄跳び、ボール ○耳の日 ○新入園児健診
留意点	○既往症等を把握し、保健的で安全な環境の維持 ○除去食アンケートと医師の診断をもとに除去の実施 ○保育室の室温、湿度、換気に配慮する	○体温、皮膚、目などの状態を水遊び前に確認をする ○水遊びや戸外遊びの後には、休息がとれるようにする ○食欲が落ちる場合があるので一人一人の状態にあわせた配膳をし、楽しい雰囲気の中で食事をする	○ケガをした時どうしたらいいかなどに気づかせる ○遊びの中で、危険箇所を知り対処法を考えさせる ○気温や運動量によって、衣服が調節できるようにするとともに、体調にあわせ薄着の習慣を身に付ける	○保育室の温度・湿度や換気に配慮する ○鼻汁のかみ方を知り、清潔にすると気持ちいいことに気づかせる
保護者への保健指導	○家庭調査票の記入 ○除去食アンケート・診断書の提出 ○健康管理の説明(与薬・伝染病について) ○規則正しい生活習慣の大切さを知らせる ○情報の通知	○夏の感染症や暑い時期の過ごし方について指導する ○家庭と連携をとり、健康増進や生活リズムを整える大切さを伝える ○爪、頭髮の清潔点検	○足にあった靴選びについて ○薄着について ○手洗い・うがいの大切さについて ○感染症の早期発見・早期治療について ○内科検診の結果	○薄着の励行 ○冬の感染症について ○予防接種について
環境整備	○救急用品の点検 ○室内備品や玩具の安全点検 ○園庭の固定遊具の安全点検及び園庭整備 ○保育園周辺の清掃整備	○水遊び用玩具は、使用後、日光に当て乾燥させる ○害虫駆除	○体育用具の安全点検 ○嘔吐及び下痢の処置の仕方を確実にを行う ○事故報告書の間中まとめ	○ハザードマップの点検 ○事故報告書による年間結果をもとに、次年度保育の安全確保につなげる
反省と評価				

登校・登園・登室許可証 (医療機関が記入)

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

○印	病名	登校・登園・登室停止期間
1.	麻疹 (はしか)	解熱後、3日を経過するまで
2.	風しん (三日はしか)	発しんが消失するまで
3.	水痘 (水ぼうそう)・带状疱疹 (※①)	すべての発しんが消失するまで
4.	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5.	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (乳児から幼児については3日※②)を経過するまで
6.	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7.	結核	感染の恐れがなくなるまで
8.	頭頸結核 (ブール熱)	主症状が消失した後2日を経過するまで
9.	流行性角結膜炎 (はやり目)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10.	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11.	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
12.	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第2種感染症の対症ではない。

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

(提出先) 学校・園・学童 年 組 児童・生徒 氏名

出席停止期間 月 日から 月 日まで

月 日から登校・登園・登室してもよいことを証明します

医療機関名 医師名 印

切り取り

登校・登園・登室許可証 (保護者が記入)

医師の登校・登園・登室許可を得た上で保護者が記入した許可証が必要な感染症

○印	病名	登校・登園・登室のめやす
1.	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2.	漆毒菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
3.	伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良好
4.	感染性胃腸炎	医師の診断がでるまで
5.	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6.	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7.	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

(提出先) 学校・園・学童 年 組 児童・生徒 氏名

受診した病院名

連絡した期間 月 日～ 月 日 登校・登園・登室を許可された日 月 日

上記の通り相違ありません

登校・登園・登室許可証

感染症に罹った場合、左記の用紙で「登園許可証」を提出して頂きます。許可証がないと、再登園が出来ません。医師が証明する感染症が上段で、保護者が記入するだけで良いのが下段の感染症です。

(本文より)

○感染症にかかった場合、または疑いのある場合は、すぐに園に連絡してください。
再登園をするには登園許可証が必要です。

○体調がすぐれずお休みするときは、症状や病名をお知らせください。

○お子様にいつもと違う様子がありませんしたら、登園時、必ず保育者にお伝えください。

★薬を服用して登園した場合も、必ず保育者にお伝え下さい。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届

(提出先) 学校・園・学童室

年 組 児童・生徒氏名

※ 足立区医師会会員の医療機関へお願い

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断した際は、医療機関にて太枠部分の記入(文書料無料の扱い)にご協力をお願いいたします。

※ 医療機関へ様式の特参をしていなかった場合や足立区医師会会員ではない医療機関を受診した場合は、太枠部分についても保護者が記入してください。

診断名 (該当するものに○)	インフルエンザ (A型・B型・不明)								
診断した医療機関名 (医療機関で記入の場合、ゴム印等の押印可)	新型コロナウイルス感染症								
受診した日	年 月 日 ()								
発症した日 ※インフルエンザの場合は発熱した日 ※コロナ無症状の場合は検査した日	年 月 日 ()								
発症から の日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その日の 最高体温									
解熱した日 発熱後は月 (○を記入)									

※ 裏面の参考「出席停止期間の基準」を確認し、基準を満たしていれば下記にチェック☑を入れてください。

【インフルエンザ】

- ☐ 発症後5日を経過しました。
- ☐ 解熱した後2日 (乳幼児は3日) を経過しました。

【新型コロナウイルス感染症】

- ☐ 発症後 (無症状の場合は検査日から) 5日を経過しました。
 - ☐ 症状が軽快して1日を経過しました。
- 上記2つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態ですので、
より登校・登園・登室を再開します。

保護者氏名 (自署)

足立区教育委員会 足立区医師会と協賛 (令和5年6月より運用開始)

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

- 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日 (乳幼児については3日) を経過するまで。
- 網掛け部分□は出席停止の日。

学 校	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登校再開 可能		
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登校再開 可能	
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校再開 可能	

学 校	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登校再開 可能		
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登校再開 可能	
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校再開 可能	

※ 解熱した後も呼吸器症状(咳・鼻水等)が継続する場合は、主治医の診療を受けてから登校・登園・登室してください。

【記入例】インフルエンザ ※例1の場合2/7から、例2の場合学童室は2/8から出席可能

発症から の日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	/
その日の 最高体温	38.6	37.9	37.8	36.5	36.2	36.2	36.5	36.4	
発熱した日 または発熱し た日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発熱が下がった(平熱になった)場合									
発熱が下がった(平熱になった)場合									

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準】

- 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
- 無症状の場合は、検査日から5日を経過するまで。
- 網掛け部分□は出席停止の日。

学 校	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快 1日目	登校再開 可能	
例2	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快 1日目	登校再開 可能	
例3	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校再開 可能	

※ 無症状で検査陽性の後、発症した場合は、改めて医療機関へ受診するとともに、登校・登園・登室について相談してください。

【記入例】新型コロナウイルス感染症 ※例1の場合2/7から、例2の場合2/8から出席可能

発症から の日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	/
その日の 最高体温	37.6	37.7	36.5	36.6	36.4	36.5	36.3	36.4	
発熱した日 または発熱し た日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発熱が下がった(平熱になった)場合									
発熱が下がった(平熱になった)場合									

※ 主な症状(熱だけでなく咳・鼻水・のどの痛み等)が軽快した日に○をする

※ 注意！症状が軽快した日だけに○をつけず、発熱した日にも○を付けてください。

アレルギー児への対応

(本文より)

○食物アレルギーの場合は、生活管理指導表をもとに除去食を実施します。もし除去ができない場合には、保護者に代替食品を持参していただきます。

○除去食の申し込みをされた方は、たとえば、毎朝手帳を給食室に提出することを通して、給食情報の確認をして頂いていきますし、毎年3月中旬までに所定の書類を提出していただくことが必要となります。

○アレルギー性疾患や慢性疾患などで日中お薬が必要な場合は、保護者の方に保育園に来て与えていただくのは構いません。

○医師からの指示書（診断書）がある場合に限り、薬連絡票（園長扱い）を交わしてお預かりすることもできます。

ご相談ください。

○アレルギー体質（動物・花粉）などについては、園長室にご相談ください。

<参考様式>

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー・アレルギー性鼻炎)

提出日 平成 年 月 日

名前 男・女 平成 年 月 日生 (歳 月) 組

この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り作成するものです。

病型・治療		保育所での生活上の留意点		医師・薬剤師	
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	A. 病型 1. 過労性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎 主な症状の時期: 春・夏・秋・冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧ステロイド薬 3. その他	A. 除去・制限 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. アレルギー性鼻炎薬 1. 不要 2. 必要 下記該当薬に○、又は()内に記入 ミルフィー、ニューMA-1、MA-mi、ペブディエント エレメンタルフォーミュラ その他() C. 食物・食料を扱う際の留意点 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 D. 除去食品でアレルギー性鼻炎の発症を誘発するもの 病型・治療のCで除去の要に該当するものに○	医師名 薬剤師名 医師・薬剤師の氏名	医師・薬剤師の氏名 医師・薬剤師の氏名	医師・薬剤師の氏名 医師・薬剤師の氏名
	A. 食物アレルギー性鼻炎(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児消化器障害・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシーその他) B. アナフィラキシー性鼻炎(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) 2. その他 (原因) C. 原因食物・除去食品 該当する食品の番号に○をし、かつ『』内に除去食品を記載 1. 鶏卵 『』 2. 牛乳・乳製品 『』 3. 小麦 『』 4. ソバ 『』 5. ビーナッツ 『』 6. 大豆 『』 7. ゴマ 『』 8. ナッツ類 『』 9. 甲殻類 『』 10. 軟体類・貝類 『』 11. 魚卵 『』 12. 魚類 『』 13. 肉類 『』 14. 果物類 『』 15. その他 『』 (*頭は()の中の該当する項目に○をするか、具体的に記載すること) D. 薬物療法 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬「エピペン」0.15mg 3. その他	A. 除去・制限 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. アレルギー性鼻炎薬 1. 不要 2. 必要 下記該当薬に○、又は()内に記入 ミルフィー、ニューMA-1、MA-mi、ペブディエント エレメンタルフォーミュラ その他() C. 食物・食料を扱う際の留意点 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 D. 除去食品でアレルギー性鼻炎の発症を誘発するもの 病型・治療のCで除去の要に該当するものに○	医師名 薬剤師名 医師・薬剤師の氏名	医師名 薬剤師名 医師・薬剤師の氏名	医師名 薬剤師名 医師・薬剤師の氏名

この生活管理指導表は、地域独自の取り組みや現場からの意見を踏まえ、今後改善していくことを考えております。

園長	副園長	主任

年 月 日

月分 土曜保育申請書 (土曜日勤務者用)

下記の通り、土曜日勤務のため、土曜保育を申し込みます。

保護者氏名 _____ 印 _____

利用児堂名 _____ 組 _____

土曜日勤務表 (母)			土曜日勤務表 (父)		
日付	勤務時間		日付	勤務時間	
月 日	～	～	月 日	～	～
月 日	～	～	月 日	～	～
月 日	～	～	月 日	～	～
月 日	～	～	月 日	～	～

勤務先 _____ 勤務先 _____

土曜勤務証明書

クラス _____ 園児名 _____

保護者名 _____ 印 _____

勤務時間 _____

午前・後 時 分 ～ 午前・後 時 分

希望する週
第 1 第 2 第 3 第 4 第 5 毎週 (○で囲んで下さい)

上記の通り勤務予定に相違ない事を証明します。

- ☐ 事業所名
- ☐ 事業所住所
- ☐ 事業所代表者名
- ☐ 事業所電話番号

社印又は
代表者印

*1 不規則勤務の場合の勤務時間等は、シフト表の厚しを添付していただいても構いません。
*2 この証明書は、保育園の土曜勤務者のために使用します。それ以外の目的に使用しませんので正確にご記入ください。
*3 必ず代表者または事業所記入担当者がご記入ください。
*4 上記の内容等について保育園より貴社等に問い合わせる事がありますので、ご協力をお願いします。

* 必要事項を全て記入の上、月初初の利用日の前の月曜日に、園長室に提出してください。

* 勤務証明書の記入がない場合は、受付できません。

* 勤務時間と保育時間が著しく相違する場合は、事情をお聞きすることがあります。

* 給食、職員配置などの都合がありますので、提出後の変更は至急お知らせください。

保護者各位

西新井教会保育園
園長 林 牧人

土曜保育の申請について

教会保育園では、土曜保育については、事前の申請をお願いしています。

週日 (月～金) の保育環境を適切に保つため、かねてより、土曜日勤務のなの方については、不要不急の土曜保育の申し出をご遠慮くださるようお願いしているところです。

土曜日勤務が定まっております土曜保育を必要とされている方々、土曜保育を希望されない方々との公平を期すために、申請がない方の土曜保育は、原則として、お受けすることができません。

「土曜保育申請書」を利用してください。土曜日勤務の方は、毎月提出をお願いいたします。申請書には、土曜勤務証明書が含まれています。職場での署名押印をもらって、土曜日勤務の証明を受けてください (主たる勤務者一人分で構いません)。やむを得ない事情で、単発での土曜保育を希望される方は、都度、園長室にご相談ください。勤務者用とは別の申込用紙があります。

申請書用紙は、園長室でお渡しします。提出先も園長室です。連絡帳等にはさむなどはずに、必ず、直接提出してください。

申請書用紙を事前にコピーして用いることはご遠慮ください。

月単位での申し込みの締め切りは、利用する月初めの土曜日のある週の月曜日です。

もとより、土曜保育を必要とされている方々には、お手数をおかけしますが、よりよい保育環境の維持に、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上

延長保育申請書（申請・変更）

西新井教会保育園 園長 宛

年 月 日

保護者名 _____ 印
住 所 〒 _____
電話番号 _____

ふりがな	クラス名	
園児名	クラス名	
ふりがな	クラス名	
園児名	クラス名	

年 月 日より、保育時間を次のとおり（申請・変更）します。

1. 延長保育時間 利用する曜日・週・時間に○を記入してください。

平日	月	火	水	木	金	土曜日	1週	2週	3週	4週	5週
						土曜日					

2. 申請理由

【延長保育申請・変更の理由を記入】

就 労 時 間		通勤時間		時間外勤務日数		証明書類	
母	平日 時 分 ~ 時 分 土曜日 時 分 ~ 時 分	分	分	月平均 日 時 分 月平均 日 時 分	分	新規・変更	新規・変更
父	平日 時 分 ~ 時 分 土曜日 時 分 ~ 時 分	分	分	月平均 日 時 分 月平均 日 時 分	分	新規・変更	新規・変更
その他の家族		保育に欠ける理由					

【注意事項】

初回申請・変更時には、所定の就労・勤務証明書を添付してください。
この書類は、保育園の延長保育申請書及び連絡のために使用します。それ以外の目的に使用しませんでしたと証明にご記入ください。
あらかじめ申請がない場合や、申請内容と実際の勤務状況が異なる場合は利用することができません。

保護者各位

西新井教会保育園
園長 林 牧人

延長保育の申請について

教会保育園では、事前の申請によって、延長保育を承ります。別途延長保育料をいただきます。最大80分の延長ですので、補食の提供はありません。

延長保育は、夕方の18時30分～19時（月～土）の時間帯になります。
延長保育を必要とされている方は、事前にお申込み下さい。

延長保育の利用方法については以下の通りです。

1、定期利用（月極）：定期的に利用が必要な方はこちらになります。

30分延長保育	A階層及びB階層	1,000円（月額）
18:30～19:00	C階層及びD階層	4,000円（月額）

- ・年度始めに、月契約の場合は、利用申込み書（職場の証明が必要）に記入の上、提出していただきます。
- ・年度始めに申請された時間で登録させていただきます。
- ・1年分または半年分の延長保育料を前納（現金のみ）していただきます。
- ・変更がある場合は、変更月の前月の25日までにお知らせください。
- ・月の途中での変更はスポット利用となります。

2、スポット利用：不定期な利用、突発的な日単位の利用はこちらになります。

30分延長保育	すべての階層	400円（一回につき）
18:30～19:00		

- ・利用月の前月の25日までに、利用申込み書（職場の証明が必要）に記入の上、提出していただきます。
- ・申請された日時に登録させていただきます。
- ・利用月の翌月末までに、延長保育料を納めて（現金のみ）いただきます。
- ・突発的な日単位の申込み、緊急の場合は、園長室へお申し出下さい。

宗教法人 日本基督教団西新井教会
附属 西新井教会保育園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 宗教法人日本基督教団西新井教会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西新井教会保育園
- (2) 所在地 東京都足立区西新井本町1丁目22番5号

(施設の目的及び運営方針)

第2条 西新井教会保育園(以下、当園という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2 当園は、乳幼児に対してキリストの福音に基づく愛と奉仕の業をもって、これを健やかに保育することを目的とする。

3 当園は、保育の提供に当たっては、利用児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

4 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

5 当園は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

6 当園は、「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告107)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育
第4条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等
- (4) 障害児保育の実施

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名 常勤専従 施設運営管理

- (2) 副園長 1名 常勤
園長を補佐するため必要に応じて置く。
- (3) 主任保育士 1名 常勤
園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括するとともに
地域の子育て支援を行うため必要に応じて置く。
- (4) 保育士 10名 常勤（基準職員）
若干名 非常勤（基準職員の非常勤保育士1名を含む）
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者支援等の業務を行う。
- (4) 保育従事職員 若干名 非常勤
保育士と共に保育の実施、及び保護者支援等の業務を行う。
- (5) 栄養士 2名 常勤
作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (6) 用務員、調理員等 若干名 常勤または非常勤（基準職員1名を含む）

（保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日）

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。但し、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

2 保育を提供する時間は、次のとおりとする（月曜日から土曜日）。

（1） 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分より19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

（2） 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。さらに18時30分から19時までの範囲内での時間外保育が必要な場合は、保育標準時間認定に係る規定に準ずる。

（利用者負担その他の費用の種類）

第6条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた区市町村に対し、当該区市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、一項の支払を受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用定員)

第7条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、法という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

クラス	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	12人	12人	12人	12人	12人

(利用の開始・終了に関する事項)

第8条 当園は、区市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

2 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第9条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、足立区、利用児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

別表

時間外に係る利用者負担

※ 保育標準時間認定

1、定期利用（月極）

30分延長保育（18：30～19：00）

A階層及びB階層 1,000円（月額）

C階層及びD階層 4,000円（月額）

2、スポット利用

30分延長保育（18：30～19：00）

すべての階層 400円（1回につき）

※ 保育短時間認定

1、認定時間外保育（朝7：30～8：30、夕16：30～18：30）

認定時間外保育料（500円/日）

2、延長保育（18：30～19：00）

延長保育料は、保育標準時間認定に準ずる。

※ 超過保育料

- ・延長保育終了時間（19：00）を超えて、降園（遅刻）した場合には、超過保育料（200円/15分）を加算する。
- ・保育標準時間認定の方が、保育時間（7：30～18：30）を超えて、降園した場合には、原則、超過保育料（200円/15分）を加算する。
- ・保育短時間認定の方が、保育時間（8：30～16：30）の前後に、登降園した場合には、原則、認定時間外保育料（500円/日）を加算する。
さらに18：30を超えた場合には、超過保育料（200円/15分）を加算する。

給食費に係る利用者負担（対象：3～5歳児クラス）

- ・副食費 月額4,500円。

（足立区民は足立区の補助があるため徴収しない）

- ・足立区以外からの受託児については、各区市町村の定めるところによる。
（副食費以外に主食費も含めて保護者負担とする区市町村からの受託の場合、副食費と共に主食費も徴収する）

附 則

この規則の改正は保育園運営委員会の議によって行う。

この規則は昭和 44 年 4 月 1 日から実施する。

改正①昭和 47 年 4 月 1 日

②昭和 49 年 4 月 1 日

③昭和 50 年 4 月 1 日

④平成元年 4 月 1 日

⑤平成 3 年 4 月 1 日

⑥平成 5 年 12 月 1 日

⑦平成 12 年 4 月 1 日

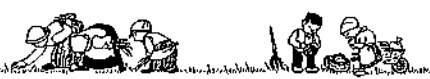
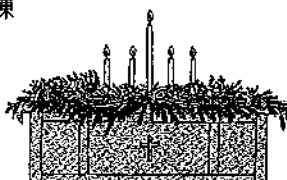
⑧平成 13 年 4 月 1 日

⑨平成 20 年 10 月 1 日

⑩2019 年 4 月 1 日（全面改定）

最終改正⑪2020 年 4 月 1 日

2024年度 西新井教会保育園 年間行事予定

	行 事	月	行 事
4月	1日(月) 入園式(午前10時) 4日(木) イースター礼拝・4月誕生会 15日(月) 身体測定 5さいクラス懇談会(午後5～6時) 16日(火) 4さい 同上 17日(水) 3さい 同上 18日(木) 2さい 同上 19日(金) 1さい 同上 25日(木) 避難訓練 体操指導 16日 23日 30日	11月	7日(木) 合同れいはい・11月誕生会 10日(日) 教会フェスティバル 子ども祝福 14日(木) 内科検診(14:30～) 15日(金) 身体測定 避難訓練 21日(木) 収穫感謝礼拝・会食  体操指導 5日 8日半 12日 19日 26日
5月	2日(木) 合同れいはい・5月誕生会 15日(水) 身体測定 17日(金) 避難訓練 22日(水)23日(木) 幼児クラス 保育参観日 ◇歯科健診 体操指導 7日 14日 21日 28日	12月	5日(木) アドヴェント礼拝Ⅰ・12月誕生会 12日(木) アドヴェント礼拝Ⅱ 13日(金) 身体測定 17日(火) アドヴェント礼拝Ⅲ 19日(木) 祖父母への公開日 クリスマス会食 21日(土) クリスマス礼拝(午前9時30分) 26日(木) 避難訓練  体操指導 3日
6月	6日(木) 合同れいはい・6月誕生会 13日(木) 子どもの日・花のれいはい 内科検診(午後2時30分～) 14日(金) 身体測定 20日(木) 引き取り避難訓練 (午後4時～4時20分) 体操指導 4日 11日 18日 25日	1月	6日(木) 公現日れいはい・1月誕生会 15日(火) 身体測定 17日(金) 避難訓練  体操指導 7日 14日 21日 28日
7月	1日(月) プール開き 4日(木) 合同れいはい・7月誕生会 12日(金) 身体測定 16日(月) 避難訓練 27日(土) タ涼み会 体操指導 2日 9日 16日 23日 30日	2月	6日(木) 合同れいはい・2月誕生会 14日(金) 身体測定 避難訓練 19日(水)20日(木) 幼児クラス 保育参観日 *おわかれ遠足(5さい) 体操指導 4日 18日 21日半 25日
8月	1日(木) 合同れいはい・8月誕生会 15日(木) 身体測定 20日～21日 清里サマーキャンプ 26日(月) 避難訓練 体操指導 6日 27日	3月	6日(木) 合同れいはい・3月誕生会 11日(火) ゆり正課体育発表会 13日(木) 卒園礼拝 卒園を祝う会 14日(金) 身体測定 避難訓練 15日(土) 卒園式(午前10時～) 31日(月) 進級日 体操指導 4日 7日半 11日 18日
9月	5日(水) 合同れいはい・9月誕生会 9日(月) 5さいクラス懇談会 10日(火) 4さい “ 11日(水) 3さい “ 12日(木) 2さい “ 13日(金) 1さい “ 避難訓練 身体測定 体操指導 3日 10日 17日 24日 27日半		
10月	3日(木) 合同れいはい・10月誕生会 12日(土) 運動会 15日(火) 身体測定 18日(金) 避難訓練 体操指導 1日 8日 15日 22日 29日 		

◇行事は変更・中止になることがあります。



NISHIARAI CHURCH DAY NURSERY SCHOOL

SINCE 1969